

# 町立病院だより Vol.22

今月のテーマ:「この症状、もしかしたら認知症かも?」…脳の健康チェックしてみませんか?



人間の脳は年齢を重ねるごとに徐々に脳細胞が減少していきます。それに伴い少しずつ機能が低下し認知機能低下などの症状が出始めます。症状の出方は様々で自分や家族にもわかりにくい事もあります。一方で物忘れがあっても認知症と診断されるとは限らず、専門の先生の診察を受けたり検査を受けることで認知症かそうでないかの判断が出来ます。



**当院では3月31日(月)から物忘れ外来を始めます!**

月1回専門の先生が症状に応じて診察や検査を行います。また、それ以外の日でもお困りの症状があって、ご心配な事があれば当院の常勤医が診察し、ご相談を承ります。その際は同居されている方や生活状況がわかる方が付き添って来院して頂くようお願いいたします。必要に応じて患者様とご家族を別々に診察しお話を伺う場合もあります。また認知機能を評価するための検査や頭部CTにより脳機能の評価を行うため通常の診察よりお時間がかかります。



認知症は早期に治療を始めることで日常生活を維持したり、進行を遅らせたりすることが出来ます。最近ご自身やご家族で気になる症状がある場合は一度ご相談ください。



文: 肝付町立病院 外来主任看護師

**お問い合わせ先 肝付町立病院 ☎ 0994(67)2721** 

## 消費生活相談

## 始めましょう! デジタル終活

### 相談事例

**事例1** 亡くなった兄が生前利用していたネット銀行の口座を確認するため、携帯電話会社の店舗にスマホの画面ロック解除を依頼した。「初期化はできるが、画面ロックの解除はできない」と言われた。デジタル遺品の確認ができない。

**事例2** 夫が亡くなり携帯電話を解約した。最近、夫が契約していたスマホのセキュリティのサブスク契約が残っていることが分かり、事業者にお問い合わせると「すぐに解約するにはIDとパスワードが必要だ。それが分からなければすぐには解約できない」と言われた。



### ●一言助言●

スマホ等のID・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理することが重要です。一方で、デジタル遺品を確認する必要がある場合に、故人のスマホ等のID・パスワードが分からずデータを調べられないという問題が発生しています。そのため、万が一の際に、遺族が故人のスマホ等をロック解除できるようにしておく必要があります。

例えば、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、修正テープでマスキングなどした「スマホのスペアキー」を作り、万が一の際に家族がみつけれられる場所に保管しておく方法があります。

毎月支払いが発生しているインターネット上の契約は、サービス名・ID・パスワードを日頃から整理するほか、エンディングノートの活用も検討しましょう。

消費生活相談



■心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

消費生活相談窓口(鹿屋市消費生活センター) ☎ 0994(31)1169 消費者ホットライン ☎ 188